

八幡浜市建設工事執行要綱

〔平成 17 年 3 月 28 日〕
要 綱 第 6 1 号

改正	平成 26 年	2 月 28 日要綱第 3 号	平成 27 年	3 月 31 日要綱第 7 号
	令和 2 年	3 月 17 日要綱第 26 号	令和 2 年	6 月 15 日要綱第 58 号
	令和 4 年	3 月 17 日要綱第 6 号	令和 6 年	2 月 22 日要綱第 4 号
			令和 7 年	1 月 30 日要綱第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、八幡浜市における土木工事（農業土木工事、森林土木工事及び水産土木工事を含む。以下同じ。）及び建築工事等（以下「工事」という。）の執行について必要な事項を定めるものとする。

(工事執行の方法)

第 2 条 工事執行の方法は、請負又は委託によるものとする。

(委託)

第 3 条 委託による工事執行は、技術上、施行能率上又は財政上市長が特に必要があると認める場合に行うものとする。

(入札・見積通知書)

第 4 条 八幡浜市契約規則（平成 17 年規則第 45 号。以下「規則」という。）

第 21 条の規定による通知は、入札通知書（様式第 1 号）によるものとする。

(契約保証金)

第 5 条 1 件の設計金額（請負に付すべき金額（材料を支給する場合は、支給材料の金額を加算した金額）をいう。以下同じ。）が 500 万円以上の工事については、規則第 35 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による場合を除き、契約保証金の納付を免除してはならない。ただし、請負代金額の増額変更により、既に納付された契約保証金額が請負代金額の 10 分の 1（規則第 16 条第 2 項の規定による調査に係る契約にあっては、請負代金額の 10 分の 3）に満たなくなった場合におけるその差額の納付については、この限りでない。

(印紙)

第 6 条 請負者は、市が保管する工事請負契約書又は請書に印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）の規定により請負者の負担において所定額の印紙を貼付しなければならない。

2 工事変更請負契約書に貼付する印紙は、増額の場合は前項に準ずるものとし、減額の場合は記載金高のないものとして処理するものとする。

(工程表の省略)

第7条 工程表を省略することができる工事は、1件の請負代金額が200万円未満のものとする。

(工事監督日誌)

第8条 監督員は、その監督する工事について監督日誌(様式第2号)を作成しなければならない。

(監督員の立会)

第9条 監督員は、設計図書(設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に定めるもののほか、水中又は地下に埋設される部分その他工事の完成後外面から検査又は確認をすることができなくなる部分及び重要な箇所の工事の施行に立ち会うものとする。

(前金払)

第10条 前金払の対象は、1件の設計金額が500万円以上の工事とする。

2 前払金を受けようとするときは、保証事業会社の保証証書を添付し、工事請負代金一部前払請求書(様式第3号)により支払いを請求するものとする。

(中間前金払)

第10条の2 中間前金払(前条の規定による前金払に追加してする前金払をいう。以下同じ。)の対象は、1件の請負代金額が1,000万円以上の工事とする。

2 請負者は、中間前払金を受けようとする場合は、あらかじめ市長に対し、当該建設工事が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第2項各号に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。

(債権譲渡)

第11条 債権譲渡承認の対象は請負代金額130万円以上の工事とする。

2 請負者は、債権譲渡の承認を受けようとする場合は、債権譲渡承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

3 市長は、前項の債権譲渡承認申請書の提出があった場合において、理由があると認めるときは、債権譲渡承諾書(様式第5号)を交付するものとする。

4 請負者は、債権譲渡の承認を受けた後その必要がなくなったときは、遅滞なくその旨を書面をもって届け出なければならない。

5 請負者は、次の各号に掲げる行為をしたときは、当該各号に掲げる書類に譲渡者と譲受者が連署して内容証明郵便又は信書便の役務のうち内容証明郵便に準ずるもので提出しなければならない。

(1) 債権を譲渡したとき 債権譲渡通知書（様式第6号の1）

(2) 債権譲渡を取り消したとき 債権譲渡取消通知書（様式第6号の2）

(3) 債権譲渡額を減額したとき 債権譲渡減額通知書（様式第6号の3）

（契約の適正な履行確保）

第12条 発注担当課長は、請負者が設計図書その他契約条項に違反したことを発見したときは、改築若しくは修補を命じ、又は必要な指示を与え、これに応じないときは、遅滞なくその理由及び意見を付して市長に報告しなければならない。

2 発注担当課長は、請負者が契約期間内に工事を完成する見込みがないと認められるときは、その理由及び意見を付して市長に報告しなければならない。

（工事延期願）

第13条 請負者は、工期の延長を求める場合は、工事延期願（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（既成部分検査の請求）

第14条 請負者は、既成部分の代価の支払いを受けようとする場合は、既成部分検査請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（部分払）

第15条 既成部分に対する部分払の回数は、次に掲げる請負金額の区分に応じ、当該各号に定める回数とする。

(1) 請負金額が1,000万円未満である場合 1回

(2) 請負金額が1,000万円以上5,000万円未満である場合 2回以内

(3) 請負金額が5,000万円以上である場合 3回以内（ただし、5,000万円増すごとに1回を加える回数）

（変更増減額）

第16条 請負代金額を変更する場合において、変更後の請負代金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(完成届)

第17条 請負者は、工事を完成したときは、遅滞なく工事完成届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(精算書)

第18条 請負者は、精算払金を請求しようとするときは、請求書に精算書(様式第10号)を添付し、提出しなければならない。

(契約不適合責任)

第19条 引き渡しを受けた目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下この条において「契約不適合」という。)に係る責任(第3項において「契約不適合責任」という。)の期間は、原則として目的物の引渡しを受けた日から2年以内とし、その契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を請負者に対して通知する。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際に検査をし、直ちにその履行の追完を請求するものとする。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合にあつては、引渡しを受けた日から1年が経過する日までに通知しなければならない。

3 発注担当課長は、前2項に規定する契約不適合責任に係る期間内に当該工事目的物が請負者の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷したときは、意見を付して遅滞なくその状況を市長に報告しなければならない。

(工事台帳)

第20条 発注担当課長は、工事台帳(様式第11号)を備え付け、所管する工事について、常にその執行状況を明らかにしておかなければならない。

(提出書類の経由)

第21条 契約者又は請負者がこの要綱に基づき市長に提出する書類は、課等の長を経由しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、建設工事等の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の公布の際、現に契約を締結している工事については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 26 年 2 月 28 日要綱第 3 号)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日要綱第 7 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 17 日要綱第 26 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年要綱 6 月 15 日第 58 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 17 日要綱第 6 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和 6 年 2 月 22 日要綱第 4 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 7 年 1 月 30 日要綱第 4 号)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長

印

入 札 通 知 書

次のとおり指名競争入札を執行するので、設計図書、図面、仕様書、八幡浜市契約規則、
施工現場等調査の上、入札して下さい。

1 入札日時及び場所

年 月 日（ ） 時 分

八幡浜市役所

2 工事

工 事 番 号	第 号		
工 事 名			
施 工 箇 所	八幡浜市 地内		
工 期	年 月 日限り	保 証 年 数	2 年

3 入 札 保 証 金 免除

4 契 約 保 証 金 免除 納付（契約金額の 10 分の 1 以上）

5 前 払 金 無 有（請負金額の 10 分の 4 以内（限度額有））

6 設計図書等閲覧期間 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

7 設計図書等閲覧場所 八幡浜市役所

8 工 事 費 内 訳 書 要 ・ 不要

9 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項
に規定する対象建設工事 該当する ・ 該当しない

10 その他

予 定 価 格（消費税抜き）	円
調査基準価格（消費税抜き）	円

監 督 日 誌

年度

所属

監督員

[illegible][illegible]

様式第2号（その3）（第8条関係）

[illegible]

工事請負代金一部前払請求書

年 月 日

八幡浜市長 様

適格請求書登録番号
住 所
請負者 商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

年 月 日付にて、請負代金¥ をもって
請負契約を締結した下記工事について、次のとおり前払金を請求します。

¥

適用税率	税 抜	消費税額
10%対象	円	円

ただし、 第 号

工事 請負代金

※押印を省略し、電子メールで提出する場合

- ・発行責任者職氏名・連絡先：

・担当者職氏名・連絡先：

口 座 振 込 先	銀行 支店
預 金 種 別 口 座 番 号	預金口座 No.
口 座 名 義 人	

債 権 譲 渡 承 認 申 請 書

年 月 日

八幡浜市長 様

請負者 住所

氏名

印

市と締結した請負契約に係る工事請負代金の債権を次のとおり譲渡したいため承諾願います。

- 1 工事番号及び施工位置
- 2 契 約 年 月 日
- 3 工事請負者（債権譲渡人）
- 4 工 事 請 負 代 金
- 5 譲 渡 債 権 金 額
- 6 債権譲受人住所、氏名
- 7 債権譲渡を必要とする理由

注 「7 債権譲渡を必要とする理由」には、借入金の使途等について詳細な理由を記入すること。

債 権 譲 渡 承 諾 書

第 号

年 月 日

請負者 様

八幡浜市長

印

年 月 日付けで申請のあった工事請負代金の債権を譲渡することを、次の条件を
付し承諾する。

- 1 工 事 番 号 及 び 施 工 位 置
- 2 契 約 年 月 日
- 3 工事請負者（債権譲渡人）
- 4 工 事 請 負 代 金
- 5 譲 渡 債 権 金 額
- 6 債 権 譲 受 人 住 所 、 氏 名

承 諾 の 条 件

- 1 債権譲渡の承諾は、確定日付のある債権譲渡通知書（内容証明郵便で送付するものとする。）
を受領したときから効力を発する。
- 2 当該契約書の条項に基づき工事請負代金と違約金、賠償金等とを相殺した後、請負者に対し
債務のある場合においてのみ、譲受者の請求権を認めるものとする。変更契約の締結、契約解
除等により工事請負代金等の債務に変更を生じた場合も同様とする。
- 3 工事請負者と譲受者に対する支払の順位は、譲受者が優先する。
- 4 譲受者が2名以上の場合は、確定日付のある債権譲渡通知書の到着順とする。ただし、契約
の解除のため精算する場合には民法（明治29年法律第89号）第332条の規定による。

債権譲渡通知書

年 月 日

八幡浜市長 様

住 所

債権譲受人

印

住 所

債権譲渡人

印

年 月 日付け 第 号をもって承諾していただいた工事請負代金の債権については、附帯条件を了承のうえ次のとおり譲渡したから通知します。

1 工事番号及び施工位置

2 契 約 年 月 日

3 工事請負者（債権譲渡人）

4 工 事 請 負 代 金

5 譲 渡 債 権 金 額

6 債 権 譲 受 人

債 権 譲 渡 取 消 通 知 書

年 月 日

八幡浜市長

様

住 所

債権譲受人

印

住 所

債権譲渡人

印

年 月 日付けをもって通知した次の工事請負代金の債権の譲渡については、取り消したので通知します。

- 1 工 事 番 号 及 び 施 工 位 置
- 2 契 約 年 月 日
- 3 工事請負者（債権譲渡人）
- 4 工 事 請 負 代 金
- 5 譲 渡 債 権 金 額
- 6 債 権 譲 受 人
- 7 債権譲渡を取り消した理由

様式第 6 号の 3（第 1 1 条関係）

債 権 譲 渡 減 額 通 知 書

年 月 日

八幡浜市長

様

住 所

債権譲受人

印

住 所

債権譲渡人

印

年 月 日付けをもって通知した次の工事請負代金債権の譲渡額を減額したので通知します。

- 1 工事番号及び施工位置
- 2 契 約 年 月 日
- 3 工事請負者（債権譲渡人）
- 4 工 事 請 負 代 金
- 5 債 権 譲 渡 承 認 額
- 6 減 額 後 の 債 権 譲 渡 額
- 7 債 権 譲 受 人
- 8 債権譲渡額を減額する理由

様式第 7 号（第 1 3 条関係）

工 事 延 期 願 年 月 日 八幡浜市長 様 請負者 住 所 氏 名 次の工事の完成期限を延期をしていただきたいので届け出ます。	
工 事 番 号 及 び 工 事 名	第 号 工 事
路線名、河川名、港湾名等	
施 工 箇 所	八幡浜市
契 約 上 の 工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
延 期 日 数	日
延 期 後 の 完 成 期 日	年 月 日
延 期 の 理 由	

既 成 部 分 検 査 請 求 書

年 月 日

八幡浜市長

様

請負者 住 所

氏 名

次の工事の既成部分検査を請求します。

1 工事番号及び工事名 第 号

工事

2 施工箇所 八幡浜市

地内

3 請負契約締結年月日 年 月 日

市長	副市長	部長	課長	補佐	係長	回議	係
				会計管理者	課長	審査	会計課

年 月 日

八 幡 浜 市 長 様

住 所
請負者 商号又は名称
代表者氏名

工 事 完 成 届

1. 工事名

2. 工事場所 八幡浜市 地内

3. 請負代金額 ￥

4. 本件責任者及び担当者(押印する場合は、記載を要しない)

本件責任者の職氏名・連絡先	
担当者の職氏名・連絡先	

上記工事は、 年 月 日完成しましたのでお届けします。

検査済	
年 月 日	

精算書	
年 月 日	
八幡浜市長 様	
請負者 住 所	
氏 名	
精算金額 ￥	
ただし、 第 号 工事精算額	
内 訳	
前 払 金	￥
中 間 前 払 金	￥
第 1 回 出 来 高 払	￥
第 2 回 出 来 高 払	￥
第 3 回 出 来 高 払	￥
	￥
	￥
今 回 請 求 金 額	￥
計	￥
労災保険料納付確認	年 月 日
	￥ 確認印

様式第11号

工事台帳

[illegible]

入札参加業者		業種			参加数				
業者名									
契約回数	設計概要				起工（変更）理由				
当初									
第1回									
第2回									
第3回									
第4回									
第5回									

